

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「やまはな24」

重要事項説明書

氏名 \_\_\_\_\_ 様

## 居宅介護重要事項説明書

### 1 事業者の概要

名称	ホクビシティホーム株式会社
法人所在地	札幌市中央区南16条西19丁目1番32号
連絡先	TEL 011-522-8123 FAX 011-522-8133
代表者氏名	野月 芳美

### 2 事業所の概要

事業所の名称	やまはな24
事業所の所在地	札幌市中央区南16条西19丁目1番32号
事業所連絡先	TEL 011-522-8123 FAX 011-522-8133
サービス提供地域	札幌市中央区
営業日・時間	月曜日から日曜日の9時から18時 (サービス提供は24時間対応)
事業所番号	0190100511 (平成28年7月1日指定)
事業の目的と運営方針	<p>居宅介護者(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。)に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することを目的とします。</p> <p>(1) 要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。</p> <p>(2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

### 3 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤 (名)	非常勤 (名)	備 考
管理者	介護福祉士	1		兼務有
オペレーター	介護福祉士	14	0	内8名計画作成 責任者(常勤)
定期訪問介護員	介護福祉士	16	5	
	実務者研修	1	0	
	初任者研修	2	1	
随時訪問介護員	介護福祉士	16	5	
	実務者研修	1	0	
	初任者研修	2	1	
訪問看護員	看護師	2	0	
	准看護師		2	

### 4 主たる対象者

要介護者
------

### 5 当事業所が提供するサービス

#### (1) 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることができるよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、清掃、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

#### (2) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容を基に相談援助を行う。緊急の通報を受けて適切な対応を取ります。

#### (3) 随時訪問サービス

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応を致します。

※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。

#### (4) 訪問看護サービス

主治医の指示書及び訪問介護看護計画に基づき、ご利用者の居宅を訪問し療養上のお世話又は診療の補助を行います。また、概ね月1回ご利用者宅を訪問しアセスメントを行います。全てのご利用者が対象になるわけではありません。

ただし、特別指示書の交付があり、医療保険の対象になった場合は、医療保険での訪問看護サービスを行います。

(5) その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成。

必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金は介護度により異なります。以下は1ヶ月あたりの基本料の単位です。）

料金表	介護のみ利用		介護・看護を利用	
	単位数	利用料金(1割)	単位数	利用料金(1割)
要介護1	5,446単位	5,560円	7,946単位	8,113円
要介護2	9,720単位	9,924円	12,413単位	12,674円
要介護3	16,140単位	16,479円	18,948単位	19,346円
要介護4	20,417単位	20,846円	23,358単位	23,849円
要介護5	24,692単位	25,211円	28,298単位	28,892円

加算項目	単位数	利用料金(1割負担)
初回加算(1日につき)	30単位	31円
特別管理加算(I)(1月につき)	500単位	511円
特別管理加算(II)(1月につき)	250単位	261円
緊急時訪問看護加算(1月につき)	325単位	332円
ターミナルケア加算(死亡月)	2,500単位	2,553円
退院時共同指導加算	600単位	613円
サービス提供体制強化加算I(1月につき)	750単位	766円
総合マネジメント体制強化加算(1月につき)	1,200単位	1,225円
介護職員処遇改善加算I(1月につき)	所定単位数(加算を含む基本単位)×24.5%	

※下記加算の要件を満たす場合に、ご利用様の状況で各加算があります。

※通所系サービス減算があります。通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護利用時、1日当たり次に掲げる単位を乗じて得た単位数を所定単位から減算します。

	介護のみ利用	介護・看護を利用
要介護1	△62単位	△91単位
要介護2	△111単位	△141単位
要介護3	△184単位	△216単位
要介護4	△233単位	△266単位
要介護5	△281単位	△322単位

※札幌市は7級地となるため、1単位=10.21円となります。

サービスに要した費用の原則1割。(一定以上所得者は介護保険負担割合証記載の負担割合でご請求します)

※事業者が利用者に代わり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

(2) 訪問看護サービスにおいては、主治医の特別指示書の交付があり、医療保険の対象になった場合は、医療保険での支払いが別途あります。

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当該事業所の従業員がおうかがいするための交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

① 事業所の実施地域を越える地点から片道10キロメートル未満550円(税込)

② 事業所の実地地域を越える地点から片道10キロメートル以上1,100円(税込)

(4) その他

利用者のお住まいでサービス提供をするために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者に負担いただきます。

(5) お支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月末日までに請求しますので、翌々月15日までに自動口座引き落としとなります。

## 7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅サービス計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

## (2)サービスの終了

①利用者が当事業所に対し 7 日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②当事業所が正当な理由もなくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③利用者がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

## (3)契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③利用者が亡くなった場合

## 8 サービスの利用に関する留意事項

### (1)定められた業務以外の禁止

契約者は上記 5 に記載された「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

### (2)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く）

②利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対する訪問介護サービスの提供（随時対応サービスを除く）

⑤利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービスの提供（大掃除、庭掃除等）

- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

### 【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

### 【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 10 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずる。

事業所名	
所在地	
電話番号	
担当介護支援専門員氏名	

- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をする。
- (3) 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

## 11 秘密保持及び個人情報の保護

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

#### 1.2 身分証携帯義務

従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められて時は、いつでも身分証を提示します。

#### 1.3 合鍵の管理方法等について

- (1) 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かります。預かった鍵は、事業所のキーボックスに保管します。
- (2) 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は速やかに対処し、ご通知いたします。
- (3) サービスの終了時や返却のご要望があった場合はすみやかに返却いたします。
- (4) スペアキー作成の必要があった場合は、費用は利用者負担となります。
- (5) 合鍵の預かりの同意を、領収書にて行います。

#### 1.4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を事業所管理者 加賀 美紀とします。
- (2) 虐待防止の為に指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

#### 1.5 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	加賀 美紀                      山田 裕美
電話番号	011-522-8177
受付時間	平日 9:00～17:00

当事業所以外に下記の機関でも相談・苦情を受け付けています。

北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5161
中央区役所保健福祉課	011-231-2400
北海道高齢者総合センター	011-271-0999

令和 年 月 日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 札幌市中央区南 16 条西 19 丁目 1 番 32 号

(名称) やまはな 24

(説明者) 氏名 加賀 美紀 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) 印

